

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20231002	株式会社岐阜マルナカ (法人番号 5200001032959) 代表 者吉仲勇	岐阜県岐阜市茜部新所2- 5	本社営業所	岐阜県安八郡安八町森部 字南沼1790-1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項	令和5年9月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)業務の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
2	20231004	SK物流株式会社(法人 番号 8180301004666) 代表 者須賀代司	愛知県岡崎市切山町下一 色平24番地1	田原営業所	愛知県田原市田原町新清 谷46番地	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3	令和5年5月9日及び令和5年5月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	6	6
3	20231006	株式会社ニヤクコーポ レーション(法人番号 3010601042032) 代表 者堀江浩太	東京都江東区冬木14-5	中部支店桑名 事業所	三重県四日市市八田3丁 目879	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 5	令和5年6月2日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20231011	株式会社長岡サンコー (法人番号 4110001024149) 代表 者六車亮子	新潟県長岡市福道町310 番地	愛知営業所	愛知県豊橋市野依町三割 1-1	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和5年6月8日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者等台帳の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
5	20231011	株式会社T. Belief(法 人番号 4180001125782) 代表 者古賀武志	愛知県名古屋港区七反 野1丁目602番地(第2コー ポ 豊202号)	名古屋営業所	愛知県名古屋港区藤前 3丁目504番地	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和5年6月27日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20231011	金八運送有限会社(法人番号2190002013764) 代表者山本祥介	三重県松阪市大黒田町766-17	三雲営業所	三重県松阪市中道町字浜田608-1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年5月31日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
7	20231012	有限会社松野エクスプレス(法人番号2080402015603) 代表者松野秀紀	静岡県浜松市浜北区根堅1460-1	本社営業所	静岡県浜松市浜北区根堅字丁ヶ坪1460-1	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和5年8月28日、監査方針に基づいて監査を実施。6件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20231013	株式会社マルトク(法人番号7180001087962) 代表者杉本和昭	愛知県岩倉市石仏町稲葉116-1	本社営業所	愛知県岩倉市石仏町稲葉116-1	輸送施設の使用停止(110日車)、文書警告及び文書勧告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和5年4月18日及び令和5年5月22日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。19件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(17)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(18)法人の役員等の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)、(19)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9	20231016	ロードネット株式会社 （法人番号 2030001108498）代表 者丑久保政男	埼玉県鴻巣市赤見台1-4- 87ラーシェ北鴻巣駅前103	小牧営業所	愛知県江南市布袋下山町 西75第二杉本ビル302	輸送施設の使用停止 （40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和4年10月13日、公安委員会からの通知を 端緒として、監査を実施。10件の違反が認めら れた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記 録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8 条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行 指示書による指示義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者 等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に 対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対 する指導監督記録記載事項等不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10) 特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10	20231016	先勝通産株式会社(法人番号4080101008880) 代表者深澤昌克	静岡県富士市宮下字大道下560-3	本社営業所	静岡県富士市宮下字大道下560-3	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年5月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5
11	20231019	株式会社アタミクリーンアップ(法人番号5080101012527) 代表者金坂博文	静岡県熱海市相の原町2番4号	本社営業所	静岡県熱海市相の原町1703-14	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和5年9月4日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12	20231020	有限会社中野商会(法人番号9180002052484) 代表者中野誠	愛知県名古屋市中川区川前町146番地の1	本社営業所	愛知県愛西市内佐屋町佐屋河原12番1、13番1	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年5月16日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	10	10
13	20231023	ミナト運輸株式会社(法人番号4080401017417) 代表者高橋忠伸	静岡県袋井市松原1580-1	本社営業所	静岡県袋井市松原字神前1602番1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5	令和5年6月27日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
14 20231024	有限会社南洲運輸(法人番号4180002090605) 代表者池田博文	愛知県愛西市内佐屋町佐屋河原55番地1	立田営業所	愛知県津島市西柳原町3丁目38番地若山ハイツ303号室	事業停止14日間、輸送施設の使用停止(400日車)、文書警告及び輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和5年1月18日及び令和5年2月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。26件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(3)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(4)運送約款の揭示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(5)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(7)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(8)自動車検査証の備付け違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(9)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(10)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(11)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(12)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(13)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(14)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(15)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(16)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(17)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(18)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(19)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(20)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(21)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(22)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(23)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(24)社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(25)損害賠償の支払能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(26)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	64	54

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。



一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
15	20231024	株式会社愛成商事(法人番号9190001013932) 代表者池田郁美	三重県桑名市長島町押付536番地5	中部営業所	三重県桑名市八幡町48番地	輸送施設の使用停止(210日車)及び文書警告並びに輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年10月21日及び令和4年11月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。19件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第4号)、(4)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)点検整備記録簿等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運行指示書の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(15)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(17)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(18)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(19)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	21	21

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
16	20231025	米山運送有限会社(法人番号2080002006275) 代表者米山貴雄	静岡県静岡市葵区籠上14番4号	本社営業所	静岡県静岡市葵区籠上14番4号	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和5年5月30日及び令和5年6月15日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
17	20231025	岡崎運送株式会社(法人番号8180301000310) 代表者水越清彦	愛知県岡崎市東牧内町字堤外30番地2	本社営業所	愛知県岡崎市東牧内町字堤外30番2、31番2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年3月7日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
18 20231025	有限会社恵比寿陸運 (法人番号 8180302014474) 代表 者北野愛子	愛知県豊川市本野ヶ原4丁目96	本社営業所	愛知県豊川市本野ヶ原4丁目96番地	輸送施設の使用停止 (110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年6月1日及び令和5年6月29日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)業務の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	11	11
19 20231025	有限会社ファースト オート(法人番号 5180002090827) 代表 者野依正人	愛知県弥富市前ヶ平3丁目122	本社営業所	愛知県北名古屋市鍛冶ヶ 一色西2丁目68番地	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年4月25日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20	20231027	有限会社九十輸送サービス(法人番号7080002005578) 代表者長島道宏	静岡県静岡市葵区千代1-7-30	本社営業所	静岡県静岡市葵区千代1-7-30(千代字大場330)	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年6月2日及び令和5年6月19日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	3	3
21	20231027	大富運輸株式会社(法人番号4080101000326) 代表者大木理暁	静岡県沼津市東椎路650-2	本社営業所	静岡県沼津市東椎路650-2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年5月19日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)運行管理規程の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
22	20231027	有限会社西村商会(法人番号2180002052367) 代表者西村延彦	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪54番地	本社営業所	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪54	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和5年6月20日及び令和5年7月18日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
23	20231027	伊勢低温輸送株式会社(法人番号1190001011407) 代表者酒井義行	三重県松阪市稲木町522-3	本社営業所	三重県松阪市稲木町字川角522-3	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第11条	令和5年4月25日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)運送約款の掲示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)	6	6
24	20231027	有限会社ダイキ運輸(法人番号2190002002511) 代表者小林卓人	三重県津市高野尾町5327番地の1	本社営業所	三重県津市高野尾町5327番地の1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項	令和5年9月29日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。